

柳原南町会 地区防災計画

平成 31 年 3 月 策定

令和 5 年 3 月 修正

柳原南町会

目次

1 地区防災計画とは	1
(1) 地区防災計画の目的と位置づけ.....	1
(2) 地区防災計画の対象、範囲等.....	1
(3) 地区防災計画の構成.....	2
(4) 実践と検証.....	3
2 地区特性	4
(1) 地区の成り立ちと現況.....	4
(2) 地震の被害想定.....	9
(3) 水害の被害想定.....	12
3 地震発生時の対応シナリオ	13
(1) 地震発生時の対応シナリオ.....	13
(2) 地区防災マップ.....	13
(3) 地区の課題と対応策.....	18
4 水害時の対応シナリオ	23
(1) 水害が予想される場合の防災行動の概要.....	23
(2) 水害が予想される場合の対応シナリオ.....	23
(3) コミュニティタイムライン.....	28
5 町会における平時の備え	30
(1) 事前対策リスト.....	30
(2) 体制づくり.....	32
※ 様式・資料編	34
資料 1 様式集	35
参考様式 1 緊急時連絡先一覧表.....	35
参考様式 2 備蓄品リスト.....	36
参考様式 3 町会年間スケジュール.....	37
参考様式 4 防災区民組織名簿.....	38
資料 2 スマートフォン用防災アプリ「足立区防災アプリ」	39
資料 3 A-メール（足立区メール配信サービス）	39
資料 4 あだち安心電話	40
資料 5 感震ブレーカーの設置助成	41
資料 6 防災無線のテレホン案内	42
資料 7 足立区 LINE 公式アカウント	42

1 地区防災計画とは

(1) 地区防災計画の目的と位置づけ

私たちの住む地域は、建物が密集し、古い建物や木造の建物が多く、震災時の倒壊や火災の延焼の危険性が高い地区です。また、震災時に利用できる道路が狭く、身近な広場や公園が不足するなど、東京都の地域危険度などの調査でも地震被害における危険度が高い地域です。

また、東日本大震災や熊本地震などの近年の災害においては、地域住民自らによる「自助」、地域コミュニティによる「共助」が、避難行動、避難誘導、避難所運営等において重要な役割を果たしています。

そこで、柳原南町会では、自助・共助による地域防災力を向上させ、地区の被害を軽減することを目的に、「柳原南町会地区防災計画」を策定しました。

また、令和4年度には計画の見直しを行いました。

地区防災計画は、災害が起きることを想定し、そのための準備と災害時の自発的な行動を検討し、私たち地区に居住する者が自らつくる計画です。

(2) 地区防災計画の対象、範囲等

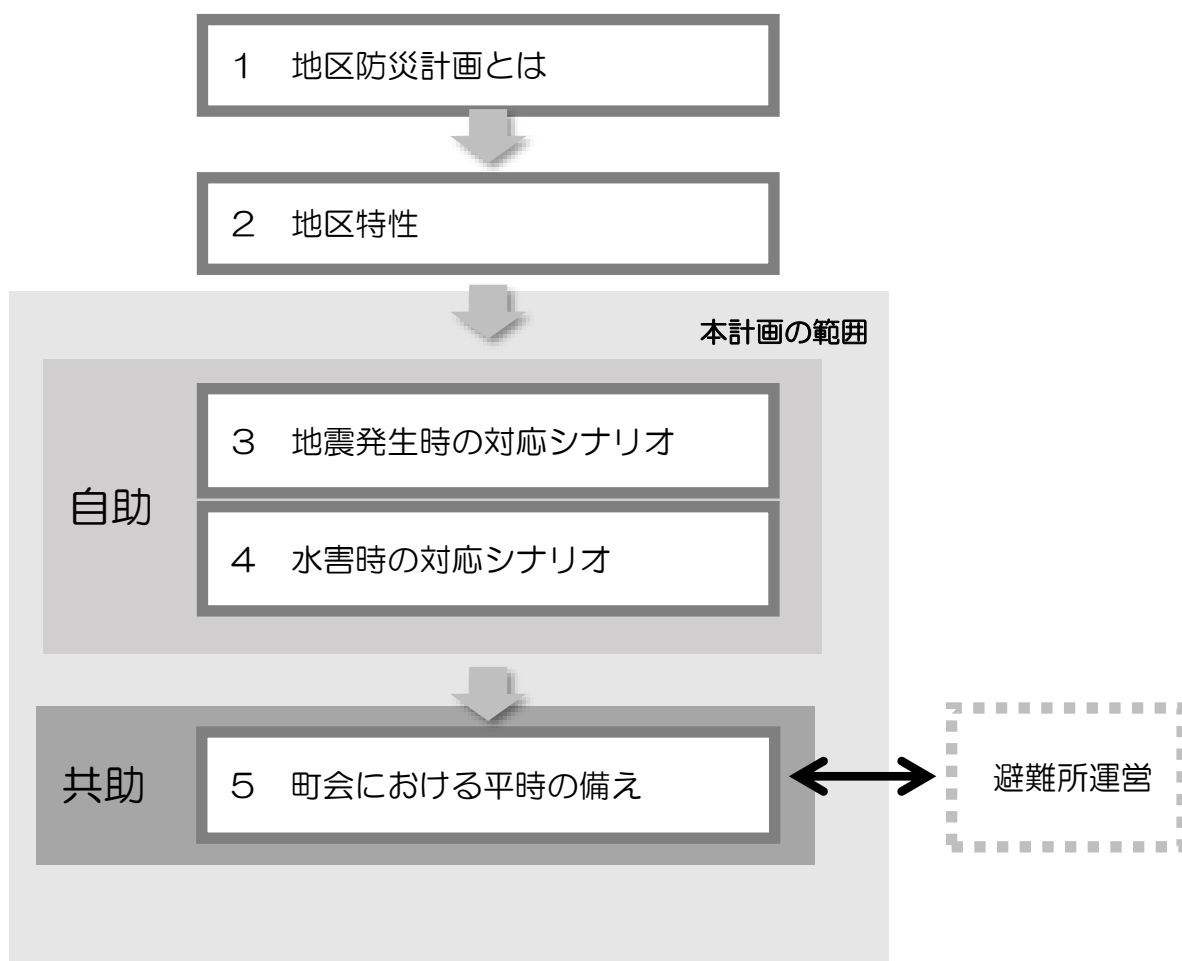
対象とする災害	地震・水害 (平成30年度は地震を中心に検討)
対象とする範囲	柳原南町会 (第一次避難所、避難場所へ避難経路も対象)
対象者	柳原南町会の居住者、事業者など町会内にいるすべての人
対象時期	地震；地震発生時～初動活動～避難行動 水害；台風接近時～準備行動～避難行動

(3) 地区防災計画の構成

本計画では、「2 地区特性」で自分たちの地域について知るための資料を整理し、「3 地震発生時の対応シナリオ」、「4 水害時の対応シナリオ」で地域住民自らによる「自助」、すなわち、地震や水害が発生した場合にどこに、どのように避難するかを整理し、さらに当町会の地区防災マップを作成しました。

「5 町会における平時の備え」では町会及び地区住民等において進めるべき「共助」の考え方、平常時において準備しておく事項等を記載しています。

最後に、資料として情報収集の手段について記載しています。

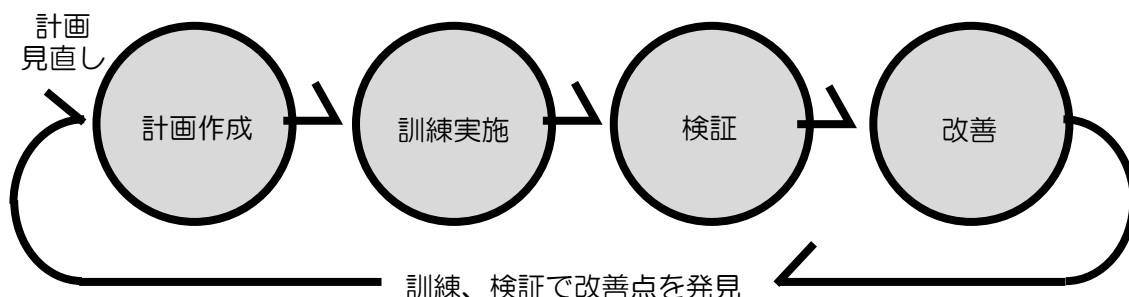


注) 本計画では、地震については、発生直後から、避難するまでの考え方や手順を整理し、避難所を設置したのちの避難所運営は、他の計画（避難所マニュアル等）に従うこととします。

(4) 実践と検証

計画を形骸化させないための取り組みを以下のように行います。

実践と検証の流れ



実践

計画に基づいた防災訓練を行います。

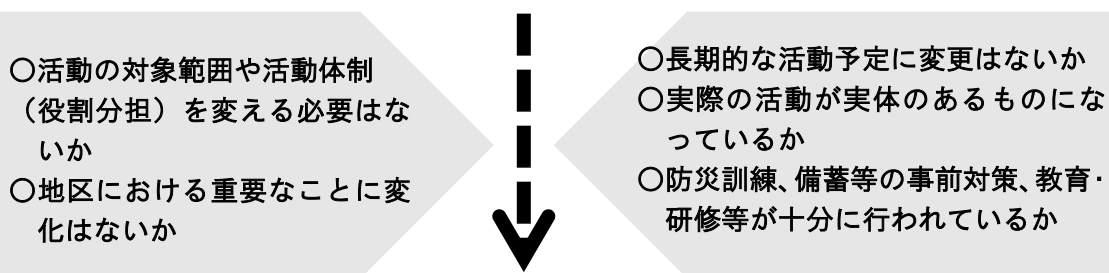
■防災訓練

避難時の訓練	応急訓練	避難後の訓練
<ul style="list-style-type: none"> ○避難訓練 ○避難所・避難路・避難場所等の確認 ○避難経路上の危険箇所の確認 ○要配慮者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火訓練 ○救急応急措置訓練 (心肺蘇生法・AED講習等) ○防災資機材取扱訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所開設訓練 ○避難所運営訓練 (給食・給水、情報の収集・共有・伝達、物資配給対応等)

※訓練は、区や消防団、各種団体や地元企業等と連携したものにすると、より実効性が高まります。

検証

防災訓練の結果について、区職員等を交えて検証を行い、課題を把握して活動を改善します。



実践と検証を通じて、計画の実効性を確保します。
必要に応じて、計画の見直し、追加等を行います。

見直した場合は、町会を通じて区に報告するとともに、説明会やチラシ等により地区住民等の皆さんに報告します。

2 地区特性

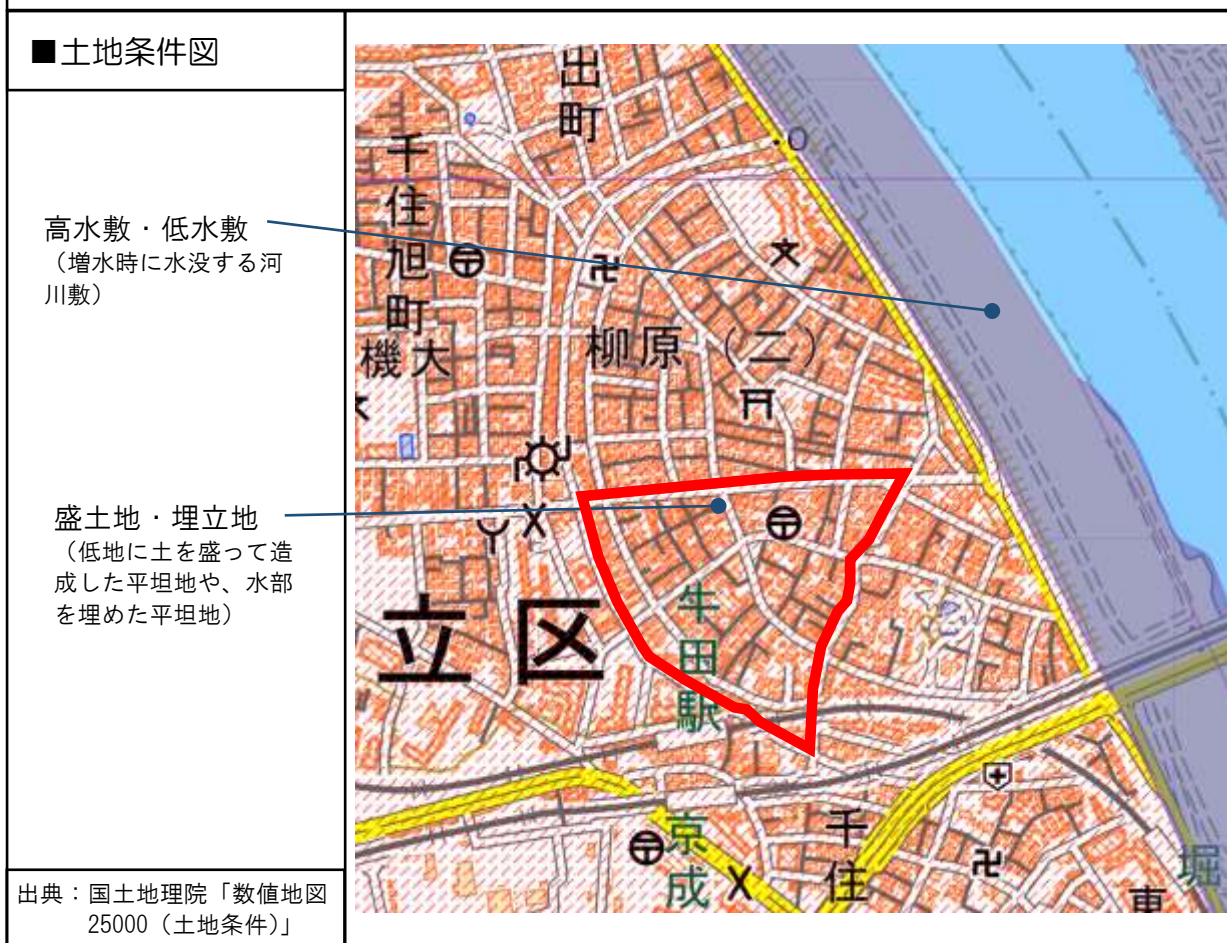
(1) 地区の成り立ちと現況

① 地形

荒川と隅田川の過去幾度かの氾濫によって作られた盛土地・埋立地（荒川氾濫低地）が分布しています。

盛土地・埋立地は、軟弱な粘土やシルト*が厚く分布しているため、地震時には揺れやすいとされています。

※シルト：砂より小さく、粘土より粗い破屑物（岩石が壊れてできた破片・粒子）をシルトと言います。

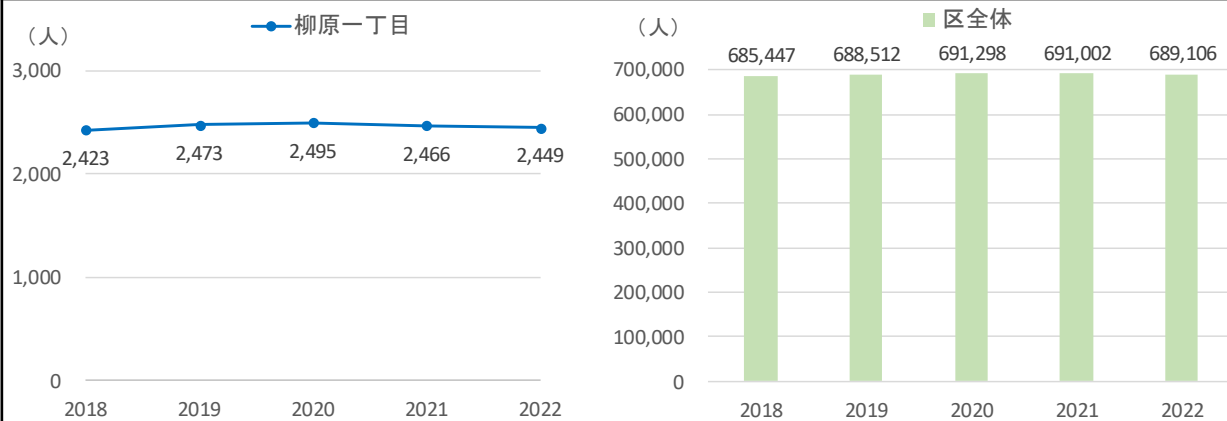


② 人口・世帯数

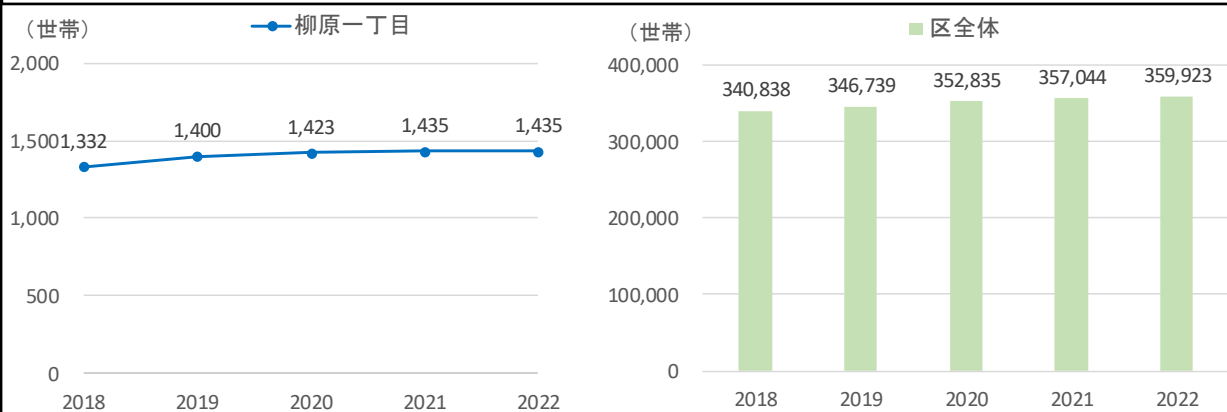
柳原一丁目の人口は 2,449 人、世帯数は 1,435 世帯となっています（住民基本台帳、令和 4 年 1 月 1 日現在）。

最近 5 年間の推移を見ると、人口・世帯数はほぼ横ばい傾向にあります。

<人口>



<世帯数>

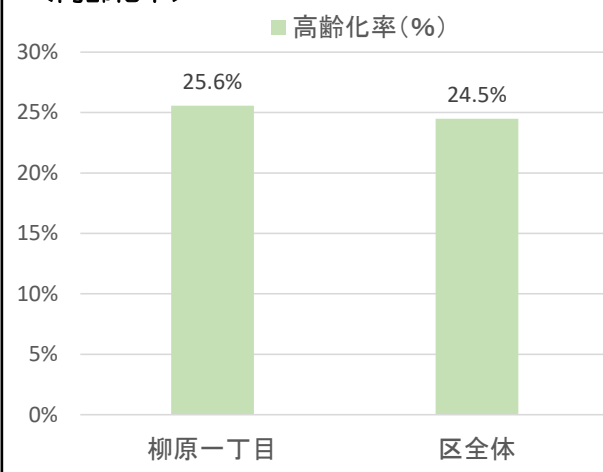


出典：住民基本台帳

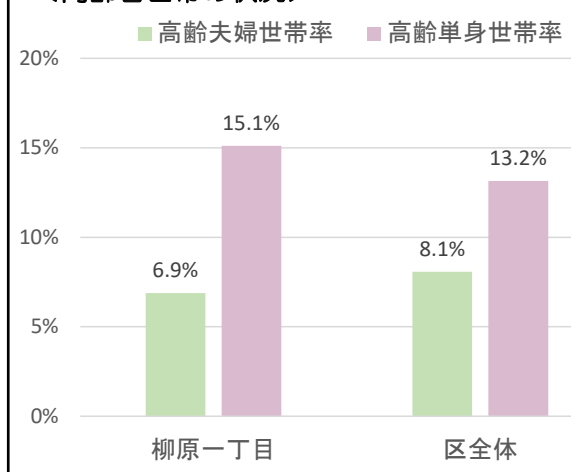
③ 高齢化（65 歳以上の人口）の状況

柳原一丁目の高齢化率（令和 2 年）は 25.6%であり、区全体の値よりやや高い水準にあります。高齢夫婦世帯の割合は区全体より低いものの、高齢単身世帯の割合は区全体より高い状況です。（注：高齢夫婦世帯は夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯）

<高齢化率>



<高齢者世帯の状況>



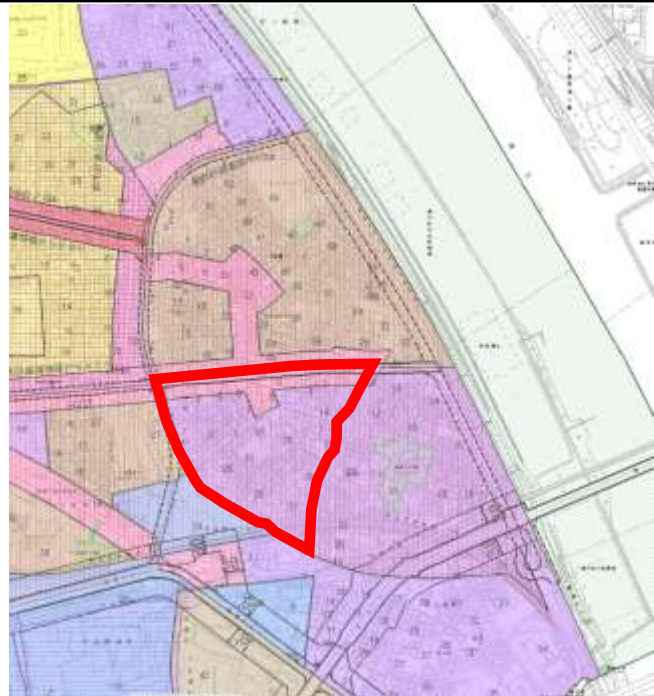
出典：令和 2 年国勢調査

④ 用途地域都市基盤

概ね準工業地域であり、主要道路沿道が近隣商業地域に指定されています。また、全域が新防火指定区域となっています。

<凡例>

用途地域	
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域(特別工業地区)
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
区域区分・地域地区等	
	新防火指定



準工業地域：主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域。危険性、環境悪化が大きい工場は建設できない。

近隣商業地域：まわりの住民が日用品の買物などをするための地域。住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられる。

新防火指定区域：すべての建築物は準耐火建築物以上に規制される。

出典：「用途地域等指定図」

⑤ 用途別建物現況

建物用途は、大部分が独立住宅となっていますが、集合住宅も見受けられます。

<凡例>

	官公庁施設
	教育文化施設
	厚生医療施設
	供給処理施設
	事務所建築物
	専用商業施設
	住商併用建物
	宿泊・遊興施設
	スポーツ・興行施設
	独立住宅
	集合住宅
	専用工場
	住居併用工場
	倉庫運輸関係施設
	屋外利用地等
	その他
	公園・運動場等
	未利用地等
	道路
	鉄道・港湾等
	田
	畑
	樹園地
	水面・河川・水路
	原野
	森林



出典：「平成 28 年土地利用現況調査」

⑥ 構造別建物現況

ほとんどの建物が防火造、耐火造、準耐火造になっていますが、木造建物も点在しています。

<凡例>

■ 耐火造

主要な構造部分（柱・梁・壁・屋根等）が鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、耐火被覆した鉄骨造、れんが造、石造等でできているもの

■ 準耐火造

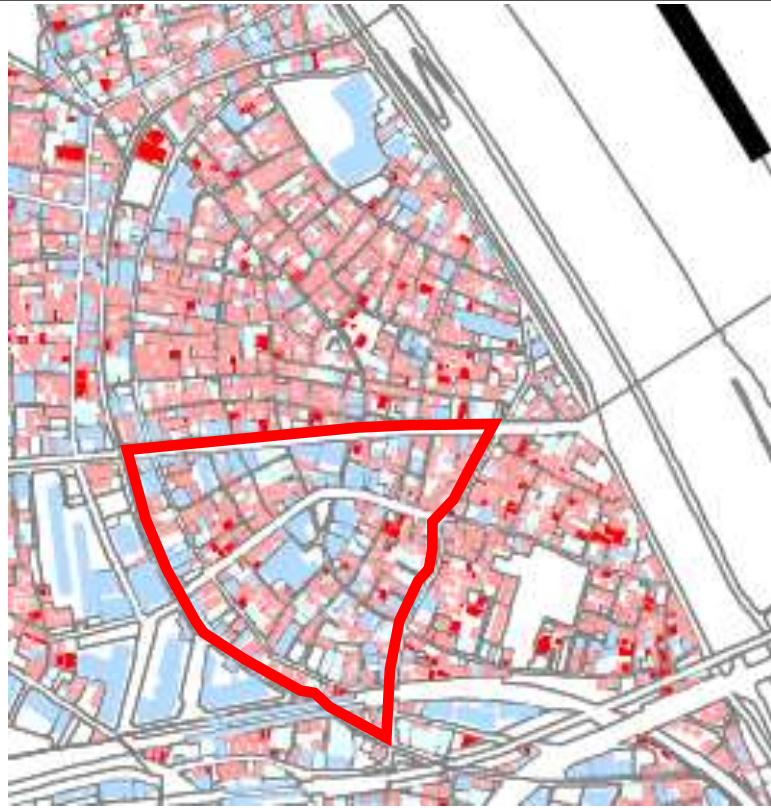
外壁が耐火造で屋根がコンクリート等の不燃材料できている、または柱及び梁が不燃材料で外壁及び屋根等が防火造できているもの、または木造以外で耐火造に属さないもの

■ 防火造

柱及び梁が木造で屋根及び外壁がモルタル、漆喰等の準不燃材料できているもの

■ 木造

主要な構造部分が木造で上記のいずれの区分にも属さない防火性能の低いもの



出典：「平成 28 年土地利用現況調査」

⑦ 階数別建物現況

建物は、大部分が 2 階建てですが、集合住宅では 4 階建て以上が多くなっています。

<凡例>

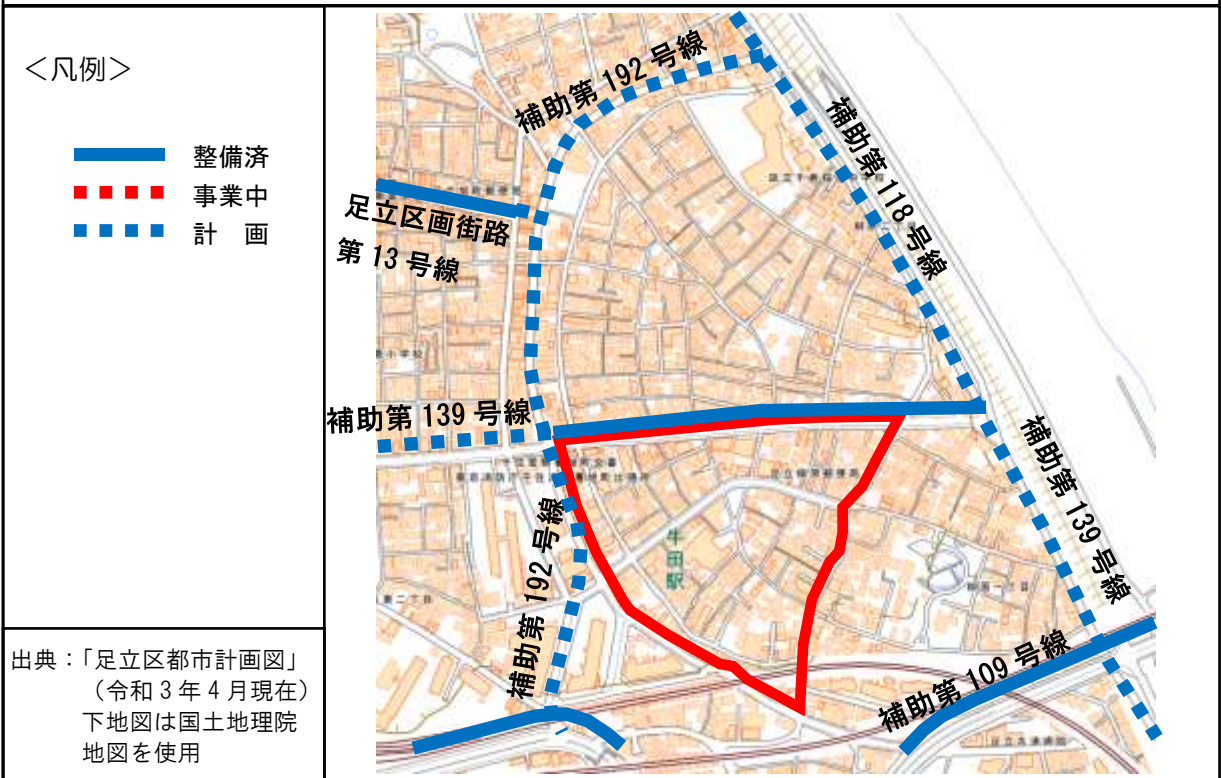
- 1階
- 2階
- 3階
- 中層階(4～7階)
- 高層階(8階以上)



出典：「平成 28 年土地利用現況調査」

⑧ 都市計画道路の整備状況

都市計画道路は、補助第 192 号線が地区の西縁を南北に計画されています。その他、周辺には補助第 139 号線、補助第 118 号線等の計画があります。



⑨ 細街路の状況

地区内には、幅員4mに拡幅すべき細街路が多く残っています。



(2) 地震の被害想定

① 首都直下地震の被害想定概要

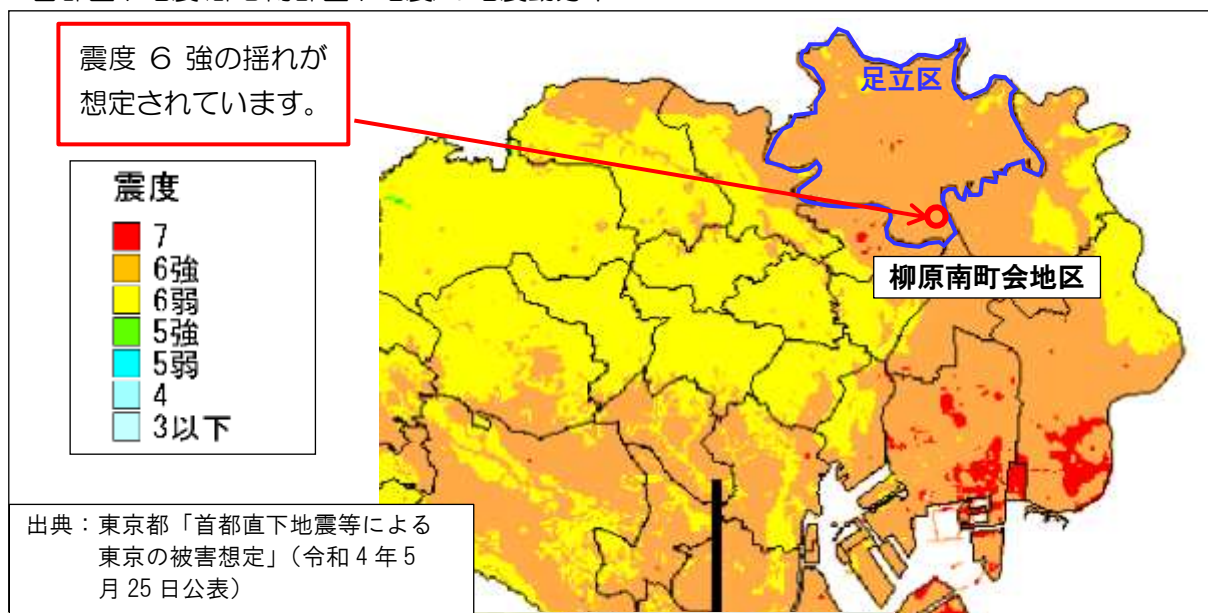
南関東地域における首都直下地震（マグニチュード 7.3 規模）の発生確率は、今後 30 年以内に 70%といわれています。

■首都直下地震(都心南部直下地震)における足立区の被害想定(M7.3、冬の夕方、風速 8m/秒)

被害区分	被害の規模	参考
死者	795 人	区の夜間人口の 0.11%
負傷者	8,507 人	〃 1.2%
建物全壊	11,952 棟	区的全建物棟数の 8.2%
建物焼失	13,546 棟	〃 9.3%
避難者	286,932 人	区の夜間人口の 41.3%
帰宅困難者	44,303 人	区の昼間人口の 7.3%

出典：東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和 4 年 5 月 25 日公表）

■首都直下地震(都心南部直下地震)の地震動分布



6 強





耐震性が高い



耐震性が低い

【震度 6 強】

- はわないと動くことができない飛ばされることもある。
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。
- 大きな地割れが生じたりすることがある。

出典：気象庁HP
「震度の階級」

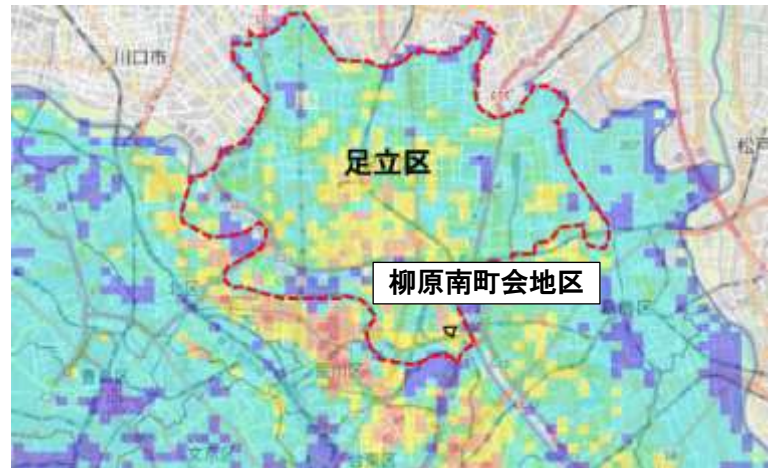
■建物全壊棟数

ほぼ全域で 20-50 棟の分布となっています。

<凡例>



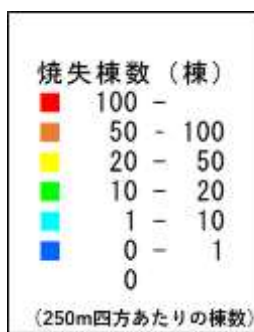
出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）



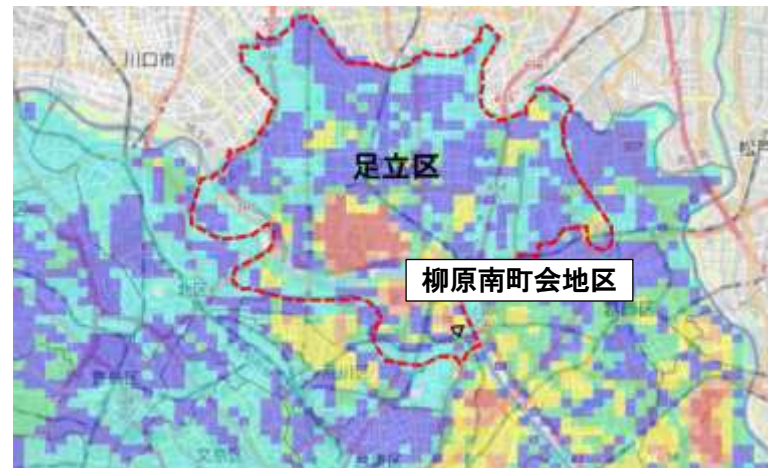
■建物焼失棟数

ほぼ全域で 50-100 棟の分布となっています。

<凡例>



出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）



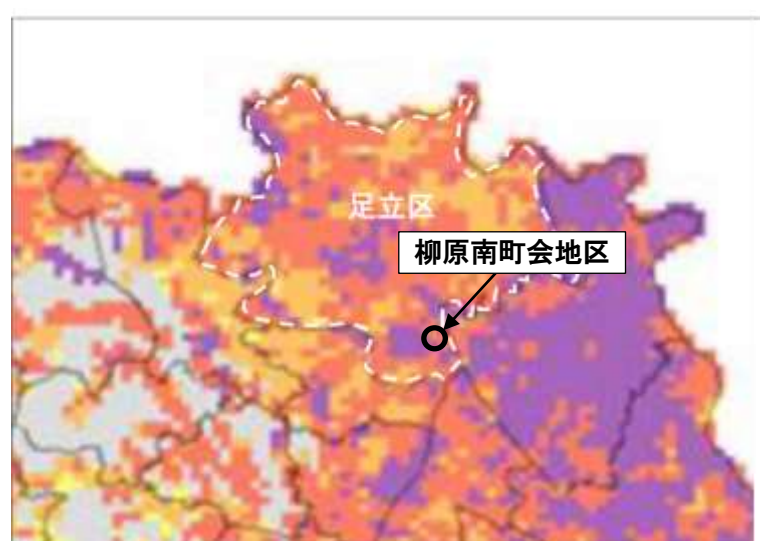
■液状化危険度

危険度が高い表示となっています。

<凡例>

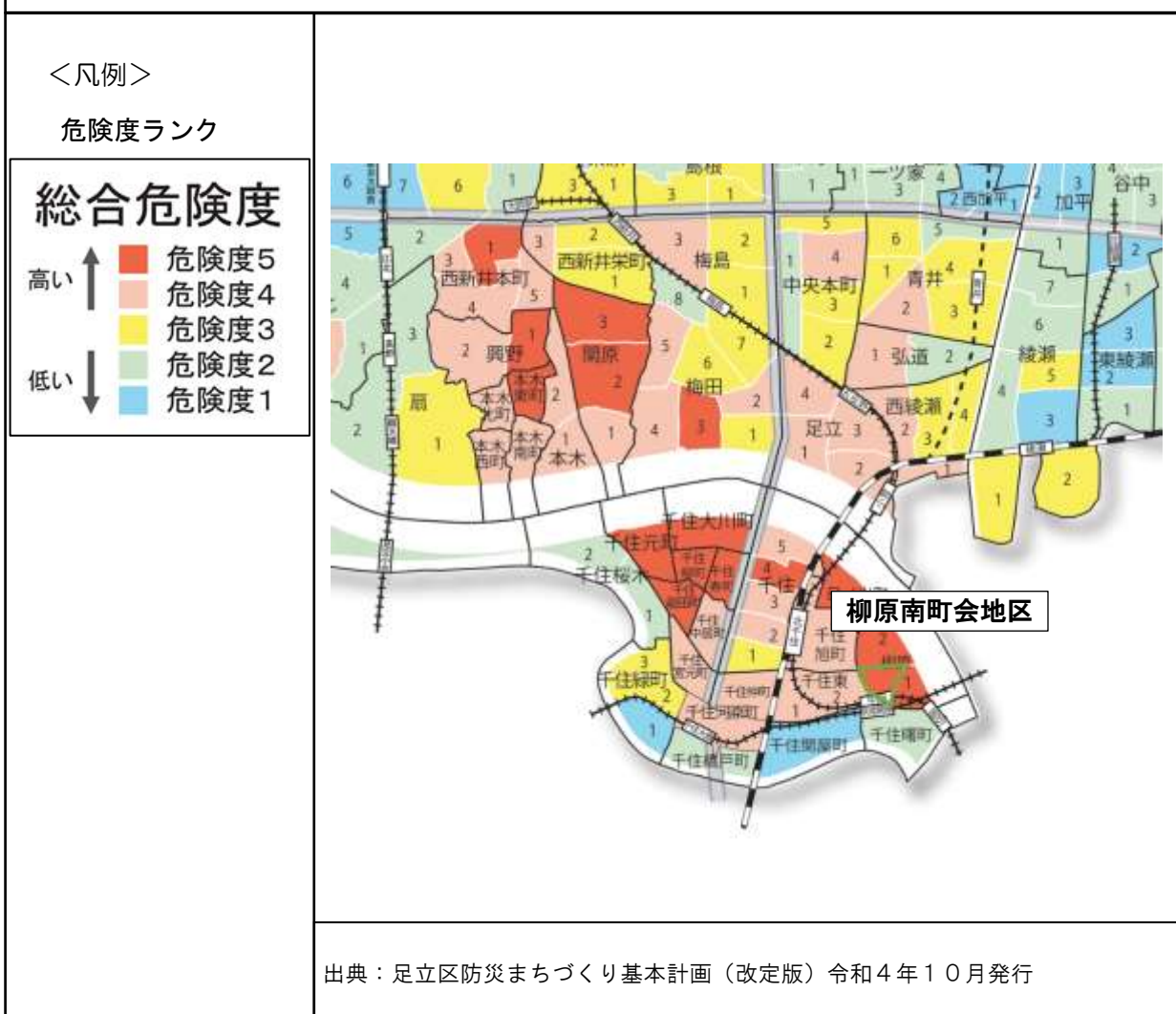


出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）



② 地域危険度

「足立区防災まちづくり基本計画（改定版）令和4年10月発行」によると、この地域は建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難度を考慮した総合危険度^{※1}について危険度が5となっています。（都内5,192町丁目の中で総合危険度が、柳原1丁目は33位^{※2}）



※1 総合危険度とは、区民の皆さんのまちの地震の危険性を分かりやすく示すために、地震の揺れによる建物倒壊や火災の危険性を1つの指標にまとめたものです。

※2 出典：東京都「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）」（令和4年9月）

(3) 水害の被害想定

当町会において、河川氾濫による水害が想定される河川として、荒川があります。

① 荒川が氾濫した場合

■最大浸水深

全域で5m以上の浸水が想定されています。早期立ち退き避難が必要な区域です。



■浸水継続時間

全域で2週間以上浸水が継続すると想定されています。家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されています。



3 地震発生時の対応シナリオ

(1) 地震発生時の対応シナリオ

地震発生から、まず自分の身を守り、その後一時集合場所へ避難、さらに避難場所で避難するなどの対応シナリオ、行動の目安を次頁に整理しています。

(2) 地区防災マップ

防災に関する地域の資源、要注意箇所等を「地区防災マップ」としてP16、17に整理しています。

地震発生時の対応シナリオ

【一時集合場所】
 柳原一丁目児童遊園
 荒川南岸・河川敷
 緑地一帯

一時集合場所は、町会単位で一時的に集合して様子を見る場所です。



一時集合場所には次の役割があります。

- 1) 二段階避難において
 - ① 情報伝達や各種連絡の場
 - ② 近隣相互の助け合いや安否確認
 - ③ 警察・消防等の指示のもとで避難場所へ避難
- 2) 延焼火災の危険がない場合において
 - ① 地域内における初期消火や救出救護活動などの拠点

【避難場所】
 東京電機大学一帯

避難場所は、大地震時に発生する延焼火災やそのほかの危険から、身の安全を守るために必要な広さなどがある大規模な公園・広場等が指定されています。



なお、地震時に、荒川方面に避難する際には、津波の発生が懸念されますので、荒川の河川敷に降りる場合、津波の情報収集に努めるなど十分に注意しましょう。

【第一次避難所】
 千寿桜堤中学校

第一次避難所は、自宅に居住できなくなった被災者が一時的に生活する場所です。



一人ひとりの行動により、準備や訓練が役立つことが...



りが責任
がとれる
日頃から
練習してお
重要です。

火災の発生に細
心の注意をはら
いましょう

当町会は、家屋が密集する地域で、一度火災が発生すると、町内一帯に延焼する危険性が高くなっています。火事には特に注意しましょう。

火が小さいうちに消火器やバケツ、毛布などで消火

感震ブレーカーを設置
しましょう。足立区で
は感震ブレーカーの設
置助成を行っています

ブレーカー
を落とす

ガスの元栓を
閉める

東京ガスでは、震度5以上の地震発生時にガスメーターが自動的にガスを遮断しますが、ガスの元栓は閉めるようにしてください。

日頃から、一時
集合場所に至る
複数の避難経路
を確認してくだ
さい

当町会は、家屋が密集する地域で、狭い道路が多くなっています。狭い道路では、ブロック塀や建物倒壊によって、道路が通れなくなる場合が想定されますので、複数の避難経路を確認し、平常時に実際に歩いておくことが重要です。



落ち着いて行動
しましょう

火災は一気に燃え広がることはありません。落ち着いて行動するようにしましょう。避難時の服装などに注意しましょう。
→ヘルメット・防災ずきん、帽子
動きやすい服装、軍手
履きなれた底の厚い靴
夜間の懐中電灯



避難の時に、隣
近所に声をかけ
ましょう

避難するときには、ご近所の高齢者、妊婦の方、小さな子供がいるお宅などに、ひと声かけて避難しましょう。一声かけた情報（返事がなかったこと、不在だったこと、下敷きになった人がいる可能性など）は大切な情報になります。一時集合場所にみんなで情報を持ち寄りましょう。



一人ではなく、
みんなで助け
合って救出活動
を行います

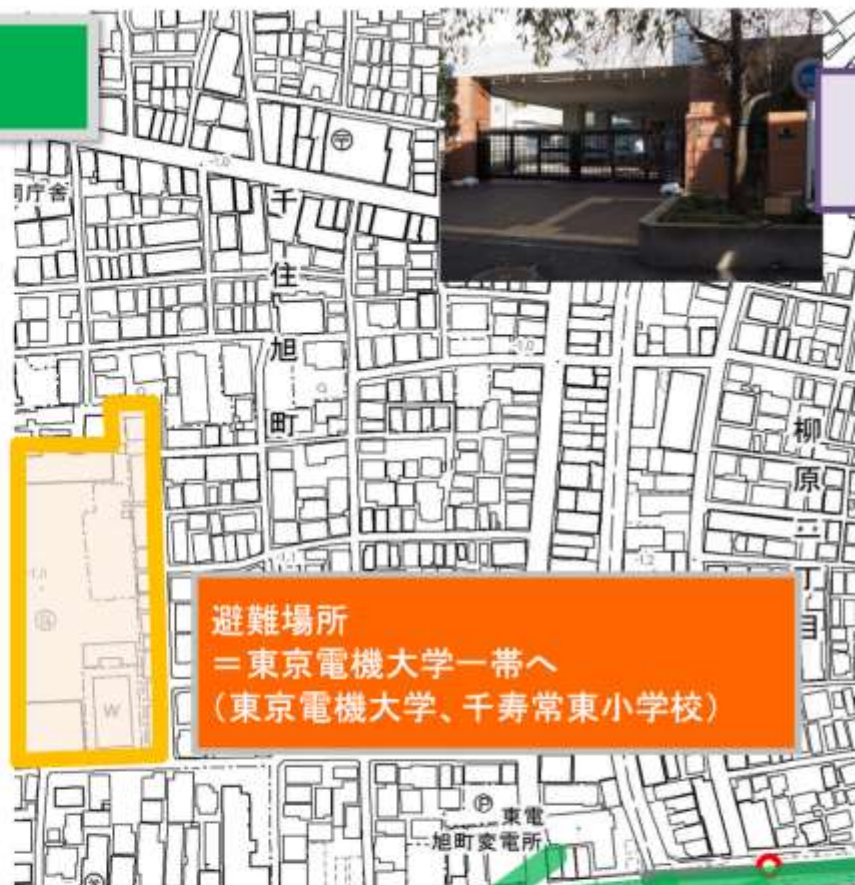
ケガや危険を伴うので、救出活動は一人ではなく、複数で行うようにします。柱や梁に挟まれた人を発見したら、皆で声をかけて助けます。意識があるかどうか確認し、励ますことも重要です。また、救出用資機材の保管場所も確認しておきましょう。



地区防災マップ

凡例

- 町会掲示板
- ★ 防災倉庫
- 消火栓
- 防火水槽
- ★ 消火器
- ▲ AED
- ⊗ 消防署・出張所
- 主要な施設
- 防災道路ネットワーク
- 防災上重要な道路
- 路地
- 行き止まり
- 密集したエリア



避難場所
 = 東京電機大学一帯へ
 (東京電機大学、千寿常東小学校)



柳原南児童遊園



一時集合場所
 (柳原一丁目児童遊園)

町会会

設備など



消火栓

防火水槽

消火器

掲示板

(C) ミッドマップ東京

【第一次避難所】
千寿桜堤中学校

河川敷に避難する場合は、津波による
浸水のリスクがあることの注意が必要

一時集合場所
(荒川南岸・河川敷緑地一帯)

千住消防団
地域活動センター



会館



京成閩屋駅

0

100

200m

(C) ミッドマップ東京

※地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成 27 年度版）（MMT 利許第 27173 号）を使用したものである。

(3) 地区の課題と対応策

本計画の作成にあたっては、町会内での議論を行った結果、次のような地区の課題が出され、その対応策を本計画に盛り込むこととしました。

平成 30 年度には地区防災計画策定ワークショップを、令和 4 年度には地区防災計画見直しワークショップを開催し、挙げられた課題は、「地区防災計画ワークショップで挙げられた課題」にまとめています。

■地区の課題と対応策（令和 4 年度 地区防災計画見直しワークショップ）

平成 26 年度の密集まちづくりワークショップの成果（まとめ）	
実践アイデア	進め方
消火器プロットマップなど、既に作成済みの防災に関する資料を持ち寄る。 ・現在実施している防災活動の概要を整理する。	・すでにある防災資源地図に AED の位置や他の必要な情報を加えて地図を清書する。（消火器、スタンドパイプ、消火栓については既に地図がある。） ・区の協力を得て、既存調査していれば可能であれば情報提供してもらう。 ・清書地図を回覧で周知できるとよい。
空き家の分布を点検する。 ・まずは、点検したい資源の一覧をみんなで考える。 ・消火器の場所を再確認する（特に行き止まりのお宅には知っておいて欲しい） ・井戸、屋外蛇口、雨水タンクなど火を消せる資源を点検する。 ・災害時に使えるような道具のある場所を点検する。	・空き家かわからないがお宅（可燃物集積建物、防災面で不安な建物など）の対策として、近隣住民から所有者への連絡を考えてみる。 ・空き家の分布情報は住民同士で概ね把握。区の協力を得て、提供可能な情報や対策方法を確認する。
自助の取組みを周知する。	・見守り活動を支える備えとして、火災警報器や感震ブレーカー等の設置を呼び掛ける。 ・特に情報の不足しがちな賃貸居住の独居老人対策が必要、回覧配布者を増やし、知り合いに手渡しする。町会購入・取り付けの支援を検討する。
足立区の支援制度を周知する。 （ブロック塀改修、耐震診断・改修、空き家除却等）	・足立区で実施されている支援制度（耐震診断等）について、回覧等で周知する。 ・区の協力を得て、支援制度等の情報をまとめ、回覧の記事の編集を行う。
防災の基本情報として下記の内容を周知する。 ・消火器の基本情報（各家庭設置、使い方、値段、定期点検の必要性等） ・一時集合場所、広域避難場所、一次避難所、二次避難所の場所 ・初期消火の体験談（空き家の放火があったが、近所の人が初期消火をして、小火で済んだ）	・回覧を使って消火器の使い方を周知する。
回覧板を通じて、あいさつと見守りを行う。 回覧を回す機会に、防災情報を伝える。	・災害時に協力できる環境づくりには、日頃からの地域コミュニティ、住民相互の情報共有が大切であることを周知する。
自助の取組み推進のためのサポート体制づくり （例：消火器の購入・設置のサポート、住宅用火災警報器の購入・取り付けのサポート） ・各家庭または班単位の防災対策に関わるアンケートの実施	・まずは、班長などの情報交換の場を設定（回覧/アンケートだけでは限界、役員以外の町会員同士の対話機会の減少） ・情報交換の場では、手助けが必要なお年寄りや空き家などの情報を共有し、災害時の懸案事項についての情報収集し、どんなサポートができるかを考える。 ・住宅用火災報知器の普及状況等をアンケートで把握する。

地区防災計画ワークショップで挙げられた課題	方向性
<ul style="list-style-type: none"> 消火器がどこにあるか周知した方がよい。 消火栓は、マンホールを開けるなど大変である。実用性があるのか疑問である。 スタンドパイプの訓練を3年くらいやっていない。毎年2回くらい訓練した方がよいが、できていない。スタンドパイプは、町会会館にあるので取りに行くのが大変で実用的ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災資源マップを記載し、配置を把握しておくことが重要である。 空き家についても、住民同士の情報を共有することが重要である。 消火器など使いやすいものを含め地震時に使えるものを事前に理解しておくことが重要である。 地震時火災になると、スタンドパイプや可搬消防ポンプが役に立つ。災害時使えるものの配置や整備を進め使いやすくなるような方策を検討する。
<ul style="list-style-type: none"> 防犯としてブロック塀を作る家庭が多く、地震時に倒壊する恐れがある。 路地に自転車やオートバイが停めてある。 新しくマンション・アパートが立っており、耐火・耐震になっているかもしれないが、道路状況（道路幅や行き止まりなど）は解消されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所を事前に共有し、避難経路を考える際に考慮する。 ブロック塀の危険性を周知し、生垣への切替などを町会として奨励することを検討する。 区の支援制度などを参考資料として計画に盛り込む。 自転車や植木鉢等が倒れ重要な避難経路を塞ぐことを想定し避難経路を検討する。
<ul style="list-style-type: none"> ハリアー（消火資器材）の方がスタンドパイプや消火栓などより使い勝手がよいので、整備するとよいのではないか。現状、役員2人が所持。 個人では試しに使ったことがあるが、町会内で使い方や設置場所は共有できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ハリアーは、水道が使えないと使用できないので、平常時の火事ではよいが、地震時に必ず使えるとは限らない。それぞれ場合に合った資機材を選べるようにあらかじめ周知しておくことが重要である。 消火資器材の置き場所だけでなく、使い方についても回覧板などで周知することを検討する。
-	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティ・住民同士の日頃からの付き合いが重要である。
-	<ul style="list-style-type: none"> 自助のサポートとして、備蓄や家具の固定など備えておくことを計画書に盛り込む。 区の支援制度などを参考資料として計画に盛り込む。

平成 26 年度の密集まちづくりワークショップの成果（まとめ）	
実践アイデア	進め方
<p>テーマや対象を絞った訓練を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火器の使い方の周知・徹底訓練 ・スタンドパイプの使い方訓練 ・他地区の事例を知る勉強会形式の訓練（テーマに応じて専門家を招く） ・避難方法を皆で考える訓練（水害・火災など災害の種類によってどこに逃げるか避難先を確認、皆で一旦集合してどのように避難するかを考える） ・子ども向け訓練（お菓子やおまけ等をつける、いらなくなったおもちゃを子どもたちに持ってきてもらい景品として交換する） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな参加者を増やすため、消火器訓練とともに参加した訓練、参加しやすい日時設定（休日など）を企画する。 ・平日の昼間に震災対策として、路地・班単位で高齢の方向けの消火器使い方訓練をする。 ・各家庭の外水道にホースをつなげて、初期消火に活用する取組みも検討したい。 ・町会役員のスタンドパイプの使い方完全習得と目的とした訓練の実施（あわせて、置き場所決め、AED 訓練） ・町会役員を講師としたスタンドパイプの使い方研修の実施（日程、回数、方法などについて検討中。既に一部実施済み） ・亀有などの消防訓練の事例見学を実施している。
<p>班単位・路地単位で訓練を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・楽しい防災「路地」訓練の実施 ・年 2 回の防災訓練の機会に班ごとに順番にスタンドパイプ等を取り入れた班単位の防災訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは班同士のコミュニケーションを築いていく中で、向こう三軒両隣の付き合いを深めることで、路地単位の訓練意識を生み出す ・路地で行う効果的な訓練内容を詰める（複数の訓練を関連させて実施、訓練をまめに行う）
-	-
<p>地域の協力者として、障がい者の作業所の方に、災害時の地域の方々との行動分担などを確認する。</p>	-

4 水害時の対応シナリオ

(1) 水害が予想される場合の防災行動の概要

台風等が発生し、水害が予想される場合の避難先の判断方法や避難所でのルールをP24、25に整理しています。

(2) 水害が予想される場合の対応シナリオ

水害が予想される台風等が発生してから洪水に至るまでに発令される避難情報をP26、27に整理しています。

水害が予想される場合の防災行動の概要

三密
対策

分散避難

避難所には多くの方が来ます。三密を避けるため、自宅の浸水リスクを把握し、避難所以外へ「分散避難」ができるか事前に検討をお願いします。

STEP 1 足立区洪水ハザードマップで、自宅の浸水リスクを確認



河川（荒川、利根川、江戸川、中川、綾瀬川、芝川・新芝川）ごとに水害を想定。避難方法を考えるために、まずは自宅や周辺の浸水する危険性を把握しましょう。お持ちでない方には企画調整課、区民事務所で配布しています。くわしくはお問い合わせください。 [問い合わせ先](#) 企画調整課 企画調整担当 ☎3880-5349



▲区のホームページでも閲覧可

避難方法の判断ポイント！

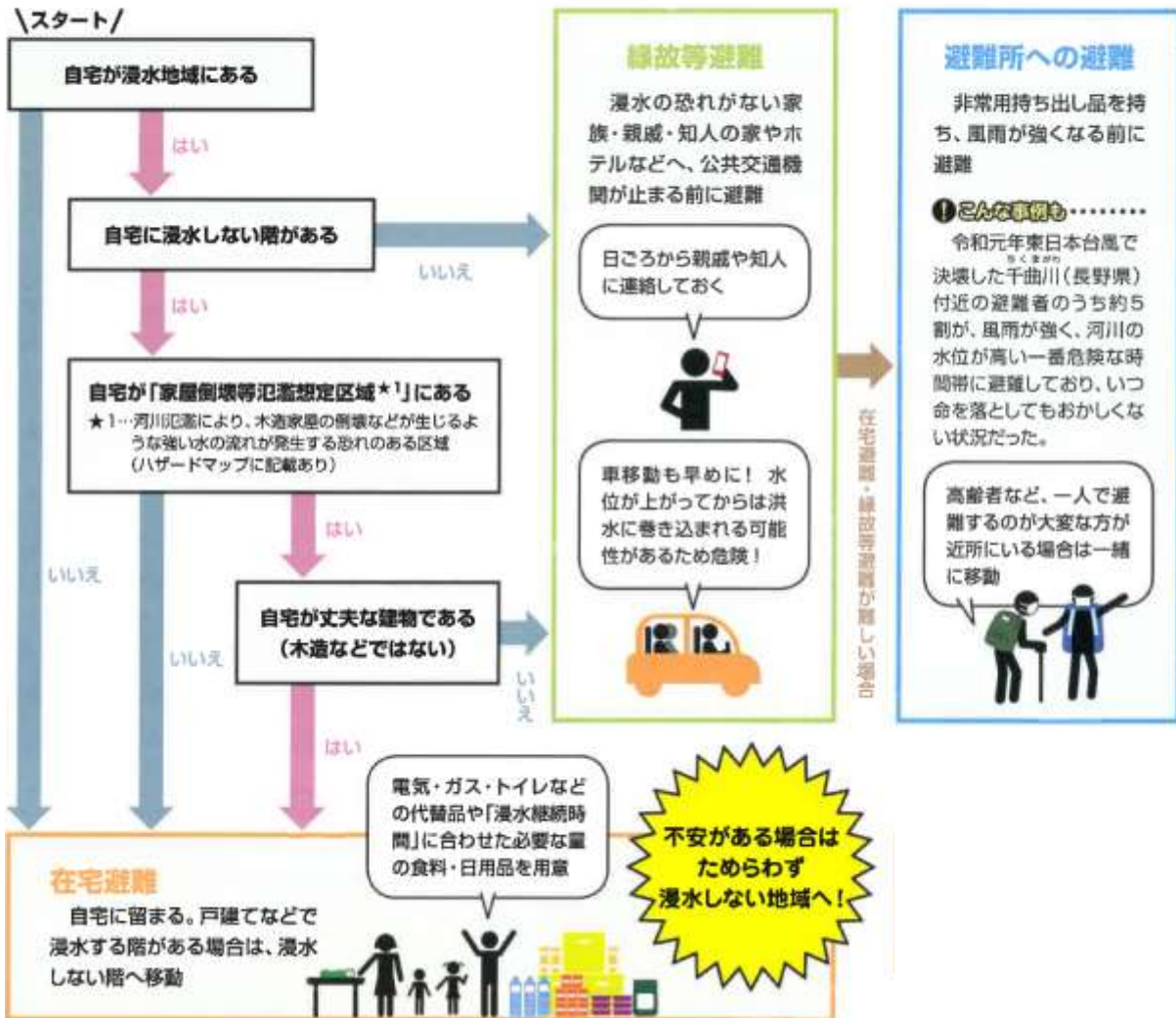
- 浸水深
- 浸水継続時間

河川ごとに確認して、ハザードマップの「避難行動メモ」に記入しておこう！

例えば、荒川氾濫時、千住地域の最大浸水深は、5m以上（3・4階まで浸水）の所もあれば、3～5m（2階まで浸水）の所も。自宅の場所や住んでいる階などで、避難方法を考えることが重要です。

STEP 2 自宅の浸水リスクを踏まえ、避難方法を検討

自宅の「浸水深」「浸水継続時間」を把握したら、下記のフローチャートを参考に避難方法を考えましょう。



開設・受け付け

災害対策本部*2が避難所開設を決定し、区職員を配備

荒川氾濫が予想される場合、避難所（区立小・中学校など）を一斉開設します。そのほかの河川の場合は、気象情報などをもとに判断します。

★2…台風・豪雨などの発生により、区内に被害が生じる恐れがある場合に区が設置



受け付け*3で避難者カードに住所・氏名などを記入

そのほか、下記のことを行います。

- ・検温の実施 **感染症対策**
- ・運営ボランティアを募集 など

★3…家族で別々に避難して受け付けをした場合は同じ居室にならないことがあります。



ペット動物との同行避難

受け付け時にペット登録カードを記入し、ペット動物用居室へ。飼い主とは原則居室が異なります。

ケージ、リード、エサ、シートなどは必ず持参してください。



避難中

避難所の居室は浸水しない最上階から利用

浸水する階にある体育館は、受け付けなどで一時的に使用する場合を除き、使用しません。



37.5℃以上の方は居室を分ける **感染症対策**

受け付け時に検温し、37.5℃以上の熱がある方の居室分けを行います。



避難当日の食料・水の提供は行いません

区の備蓄品は河川が氾濫し、避難の長期化が見込まれる場合に使用します。2食分の食料（火やお湯を使わないもの*4）や水、タオルなどは必ずご持参ください。

★4…乳幼児用のミルクなどを除く



物資受け取りは避難者自身で

毛布などの物資は、避難者が受け取りに来てください。



自分で受け取りに来るのが難しい方は運営ボランティアが手伝います

最新の情報を確認

校内放送や掲示板などで災害対策本部からの情報を周知します。



閉鎖

雨が止んでも危険は去らない

令和元年東日本台風では、台風通過後に河川の水位が上昇。避難情報の解除や避難所の閉鎖については、災害対策本部が判断します。それまでは、避難所に留まってください。

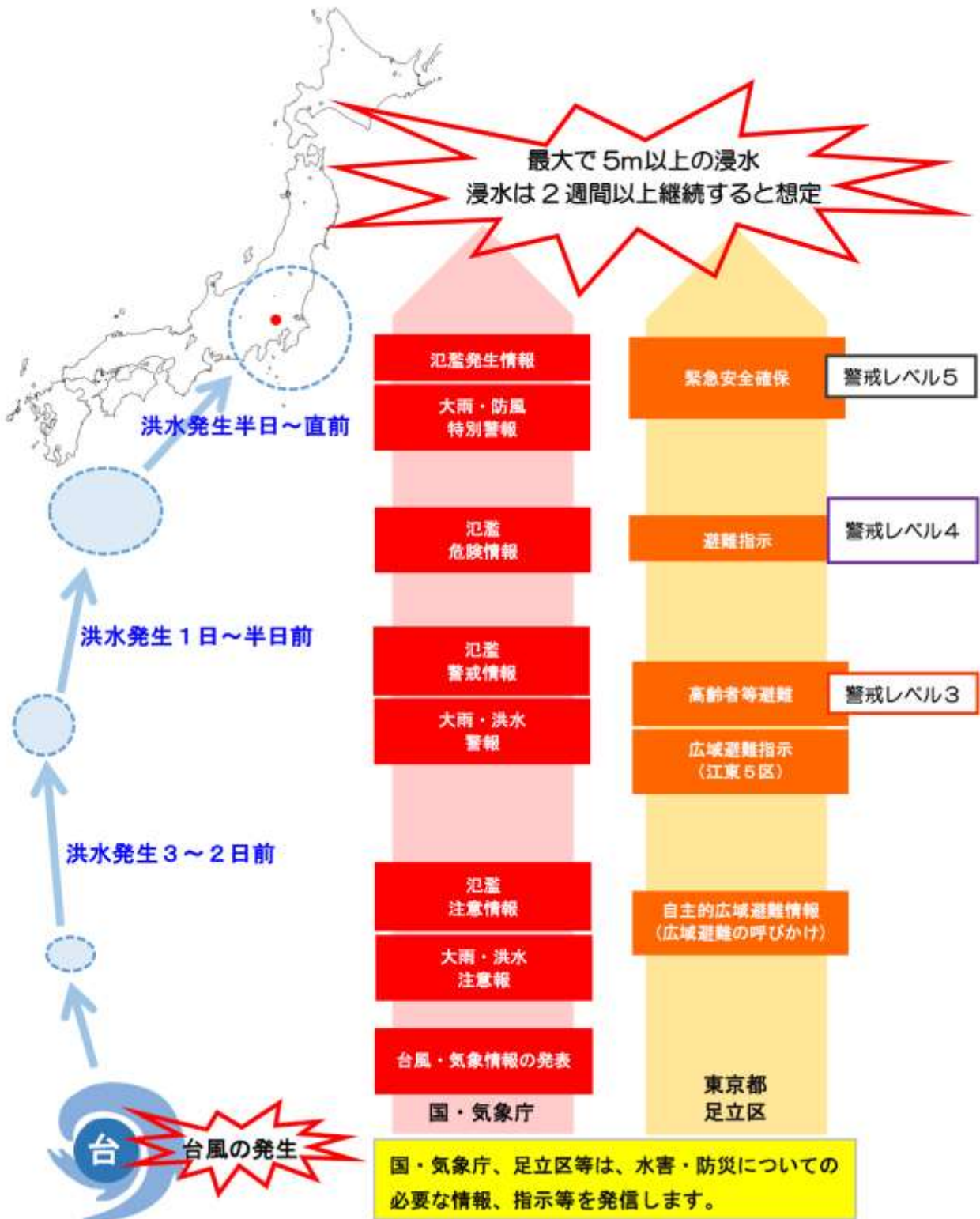


身の回りを清掃し、ごみは各自で持ち帰り

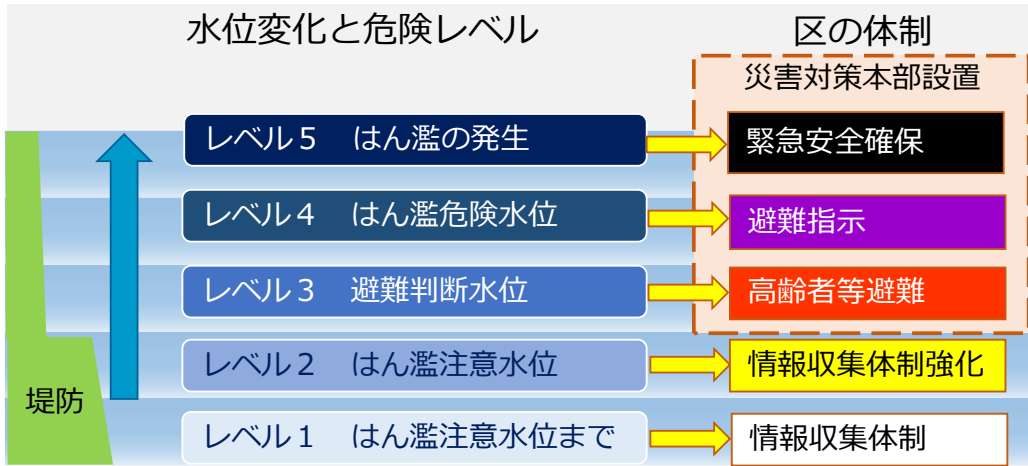
使用した部屋の清掃や毛布などの返却にご協力をお願いします。また、ごみは原則お持ち帰りください。



水害が予想される場合の対応シナリオ



■ 水位変化・危険レベルと足立区の体制



■ 避難情報について

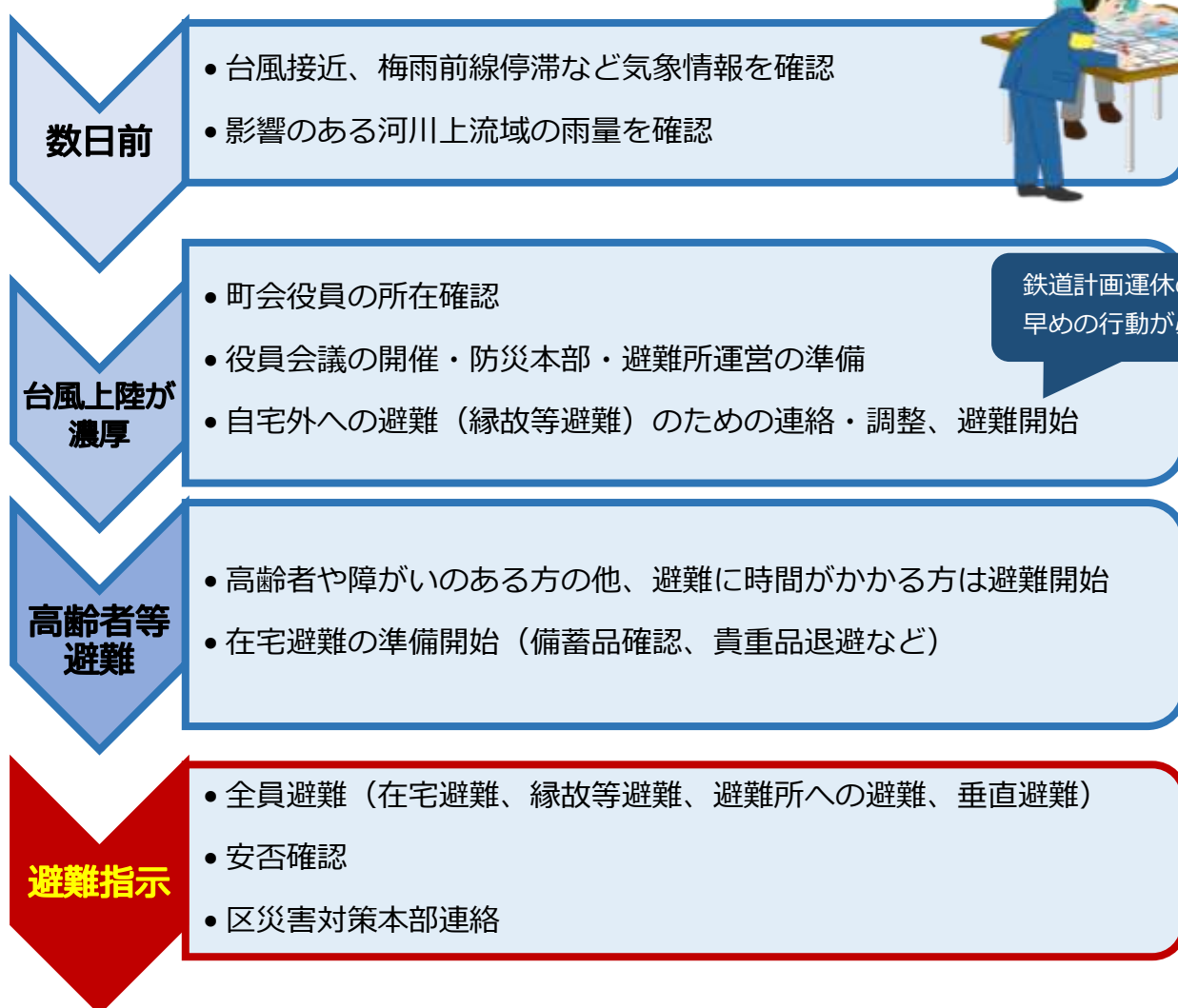


(3) コミュニティタイムライン

コミュニティタイムラインとは、風水害の予報や河川水位情報等をもとに避難のタイミングや取るべき防災行動について地区コミュニティで話し合い、「いつ・誰が・何をするか」を定めた行動計画のことです。

「足立区洪水ハザードマップ」に掲載された情報等を参考に、荒川に氾濫のおそれが生じた場合、地域や住宅の特性などに基づき、「どのような備えや行動を」「どのタイミングでとるべきか」の計画を検討します。

コミュニティタイムラインの例を次頁に示します。



町会等でのコミュニティタイムラインの例

備えまでの時間	気象庁などからの情報	区からの情報	町会での備え (情報収集)	各家庭の備え (例)
3日～ 5日前	・台風予報 (進路・勢力等)	・注意の呼びかけ	・今後の台風の進路情報を調べる ・役員会開催の決定 ・避難準備の呼びかけ (備蓄品・貴重品・連絡手段など)	・今後の台風を調べ始める ・必要な常備薬を確保する ・家周りの安全を確保する ・備蓄品や非常持ち出し品を準備する
2日前	・大雨注意報 ・洪水注意報 ・台風の進路	・自主避難など注意の呼びかけ ・避難所開設準備 ・土のう貸出し	・避難準備の呼びかけ (縁故等避難、避難所避難の準備) ・避難の呼びかけ (早めの避難)	・携帯電話の予備電源の確保 ・避難方法や移動手手段等の決定
1日前	・大雨警報 ・洪水警報 (荒)洪水予報 (はん濫注意情報発表)	・要配慮者利用施設への洪水予報 (はん濫注意情報)伝達 ・高齢者等避難を発令	・携帯メールで高齢者等避難情報の受信 ・身の安全確保 ・避難所運営に協力	・携帯電話の充電 ・携帯メールで高齢者等避難情報の受信 ・身の安全確保
半日前	・場合によって大雨特別警報 (荒)洪水予報 (はん濫警戒情報発表) <避難判断水位>	・避難指示	・身の安全確保(垂直避難など) ・安否確認	・携帯メールで避難指示の受信 ・身の安全確保(垂直避難など) ・避難完了
5時間前	(荒)洪水予報 (はん濫危険情報発表) <はん濫危険水位>		・安否確認	・身の安全確保(垂直避難など)
3時間前			・安否確認	・身の安全確保(垂直避難など)
0時間前	氾濫発生情報	緊急安全確保	・安否確認	・直ちに安全確保(垂直避難など)

(荒)は荒川下流河川事務所からの情報

5 町会における平時の備え

(1) 事前対策リスト

災害時の備えを事前にチェックできるように、自助と共助に分けて事前対策をチェックリストにしました。

■事前対策リスト(自助)

<被害を抑えるために事前にしておくこと(家の中)>

家具の固定・配置など	<input type="checkbox"/> 家具が転倒しないように固定する
	<input type="checkbox"/> 寝室には家具を置かないか、寝床に向かって転倒しないようにする
	<input type="checkbox"/> 家具の扉が揺れて開かないようにする（耐震ラッチなど）
	<input type="checkbox"/> 家具のガラス扉などは飛散防止フィルムを貼る
	<input type="checkbox"/> 玄関などの出入り口までは物を置かずに避難できるようにする
	<input type="checkbox"/> ベランダの避難用の隔壁、避難ハッチ周りに物を置かない
	<input type="checkbox"/> フロの汲み置き（災害時、生活用水として利用）
共有情報	<input type="checkbox"/> 消火器の設置場所と使い方の熟知
	<input type="checkbox"/> 災害伝言ダイヤルなど家族の連絡方法の確認

<備蓄>

必ず備蓄するもの	<input type="checkbox"/> 飲料水（1人1日3リットルを最低3日分、7日分を推奨）	<input type="checkbox"/> 簡易トイレ（便袋）
	<input type="checkbox"/> 食糧（レトルト、缶詰、インスタント食品、栄養補助食品、チョコレート等の菓子、最低3日分、7日分を推奨）	
避難・救護に役立つもの	<input type="checkbox"/> 雨具	<input type="checkbox"/> ヘルメット、防災頭巾
	<input type="checkbox"/> 応急医薬品（絆創膏、消毒薬、傷薬、包帯、胃腸薬、鎮痛剤、解熱剤、目薬等）	<input type="checkbox"/> ホイッスル（閉じ込め時に音を発するため）
	<input type="checkbox"/> 懐中電灯、ランタン、マッチ、ライター	<input type="checkbox"/> 防災マップ
	<input type="checkbox"/> 工具類	<input type="checkbox"/> マスク
避難生活で役立つもの	<input type="checkbox"/> リュック（物資の持ち運び用）	<input type="checkbox"/> ドライシャンプー
	<input type="checkbox"/> ラジオ	<input type="checkbox"/> 除菌シート
	<input type="checkbox"/> 水用携行タンク（水の配給時に必要）	<input type="checkbox"/> 携帯用充電器（ソーラー又は手動）
	<input type="checkbox"/> ラップ（食器にかぶせて使用）	<input type="checkbox"/> ビニールシート（敷物、雨よけ）
	<input type="checkbox"/> 紙皿、紙コップ、割り箸	<input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ
	<input type="checkbox"/> ガムテープ	<input type="checkbox"/> 電池
	<input type="checkbox"/> トイレットペーパー、ティッシュ	<input type="checkbox"/> 虫よけ用品
	<input type="checkbox"/> ガスカセットコンロ、ガスボンベ	<input type="checkbox"/> 新聞紙（防寒、燃料）

<避難など自宅を離れる時に持ち出した方がよい貴重品>

非常用持出し	<input type="checkbox"/> 現金、クレジットカード	<input type="checkbox"/> 預金通帳、キャッシュカード
	<input type="checkbox"/> 携帯電話	<input type="checkbox"/> 免許証、健康保険証、お薬手帳
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード、年金手帳	

避難所では、支給できる物資は限りがあります。特に、乳幼児や障がい者、持病やアレルギーをお持ちの方、ペットを飼われている方など、それぞれに合った備蓄・準備が必要になります。

■事前対策リスト(共助)

地域の共通課題である「避難対策」に絞って、基本的な事項をチェックリストにしました。

避難対策に必要な項目	チェックリスト	備考
一時集合場所へ向かう途中の初期消火	<input type="checkbox"/> 町内で消火器やバケツの備えはあるか <input type="checkbox"/> 備えた場所がわかるか	<ul style="list-style-type: none"> 出火したばかりの火災があったとき 隣近所で消火器での消火、バケツリレー
一時集合場所へ集合	<input type="checkbox"/> 一時集合場所とそこに集まるエリアを決めておく <input type="checkbox"/> 一時集合場所が使えない場合の代替場所はどこか	<ul style="list-style-type: none"> 一時集合場所ごとに班を形成するなど、身近な避難体制をつくっておく
集合人員の確認	<input type="checkbox"/> 一時集合場所ごとに集合者のリスト(可能な範囲で)等を作成しておく	<ul style="list-style-type: none"> 集合人員をリストで確認
避難場所と避難所	<input type="checkbox"/> 避難場所を確認しておく <input type="checkbox"/> 避難所を確認しておく	<ul style="list-style-type: none"> 火災延焼時には避難場所に避難 家が無事ならば在宅避難 家が被害の場合は避難所へ
避難経路	<input type="checkbox"/> 避難場所と避難所に行く経路を決めておく	<ul style="list-style-type: none"> 経路は通れなくなった場合を考慮して複数設定
避難に向けた情報収集	<input type="checkbox"/> 避難経路や避難先を決めるために必要な情報の収集方法を決めておく <input type="checkbox"/> テレビ(ワンセグ)や携帯ラジオなどで災害情報が得られますか	<ul style="list-style-type: none"> 一目で町内の被害状況を把握できるマンションに登るなど
避難先と避難経路を選択して避難開始	<input type="checkbox"/> 避難先までの経路を歩いて危険箇所をチェックしておく	<ul style="list-style-type: none"> 班長など、先導者が誘導
声をかけながら避難	<input type="checkbox"/> 声掛けに便利なものを用意しておく <input type="checkbox"/> 担当者を決めて持ち出せるようにしておく	<ul style="list-style-type: none"> 拡声器、メガホン、要配慮者の名簿やマップなど
要配慮者への手助け・支援の要請	<input type="checkbox"/> 要配慮者の手助け方法や支援要請先を調べておく	<ul style="list-style-type: none"> 警察、消防団などへ連絡 民生・児童委員との連携
救出・救助の支援	<input type="checkbox"/> 防災倉庫等に、救出搬送資機材(パール、ジャッキ、のこぎり、担架、車いす、リヤカーなど)が調達できているか	<ul style="list-style-type: none"> 支援は可能な範囲で
避難先で町会単位で安否の確認	<input type="checkbox"/> 避難先では、町会単位で集合し、安否確認することを決めておく	<ul style="list-style-type: none"> 避難先で班長が集まって町会全体の安否を確認 避難していない在宅避難者もできるだけ把握
行方不明者の救助・救援の要請	<input type="checkbox"/> 救助・救援の要請先を調べておく	<ul style="list-style-type: none"> 区、消防団、警察などへ連絡
応急対応一段落後※、町会の災害対策本部を設置	<input type="checkbox"/> 災害対策本部の組織と役割分担を決めておく	<ul style="list-style-type: none"> 救命救助、緊急避難等の応急対応が優先
避難所の運営	<input type="checkbox"/> 避難所運営体制を決めておく	<ul style="list-style-type: none"> 町会を超える場合もあり
帰宅困難者への対応	<input type="checkbox"/> 帰宅困難者の一時滞在施設を把握しておく	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者には一時滞在施設の開設場所を伝える

※ 町会の災害対策本部の設置は応急対応一段落後を想定しましたが、災害の状況に応じて臨機応変に対処してください。

(2) 体制づくり

① 防災について話し合う機会づくり

- ・地区防災計画で検討した事項を具体化するとともに、町会の防災への取り組み方や実施状況を振り返る機会として、町会の役員会において、防災について話し合う。

【今後の取組み】

- ・町会の年間スケジュールで、防災について話し合う機会を明記
- ・町会での話し合いを進める上では、防災に関する情報（行政の防災関連制度含む）も重要なことから、必要に応じ、区に出前講座等の職員の派遣を要請

② 町会役員による初動時の検討

- ・③以降で示す一時集合場所の検討や、初動時の町会としての活動方法、町会等のイベントと絡めた防災に関する普及啓発活動などについて、町会役員が率先する役割を果たす。

【今後の取組み】

- ・一時集合場所に集まった後に、町会としてどのような活動を行うべきか、連絡体制、安否確認などについて、町会役員が率先して検討を始める。

③ 町会のイベントと連携した防災意識の啓発

- ・イベントと併せて防災を学ぶ機会や防災サポーターの募集を企画・検討

■町会役員での避難訓練

- ・役員会の定例会の日時を調整し、一時避難所まで歩く、一時集合場所の資器材を確認するなど、検討する。

■町会の掲示板に防災マップを掲示

- ・避難場所や資器材の場所が分かるマップを掲示板に貼り、周知することを検討する。
- ・アンケートを取り、より町会員が情報を得やすい情報発信方法や参加したいイベントなどを把握することを検討する。

■町会活動と合わせた防災活動の実施

- ・防犯パトロールなど町会内を歩く機会を捉えて、一時集合場所の位置や行き方を周知する、どの程度時間がかかるのか測るなどの防災活動の実施を検討する。

■町会イベントと合わせて防災啓発を実施

- 地震体験車の派遣（区へ依頼することができる）
- 防災DVD（アニメなど）の放映
（区へDVDの貸し出しを依頼することができる）
- 防災ワークショップ
（クイズ、災害時に役立つ「紙食器作り」、
「子ども防災博士」の認定証、スタンプラリーなど）



④ 資機材・備蓄品等の備え

- 計画的な資機材・備蓄品の整備・購入等を検討する（例えば、毎年度の区の補助金を活用して購入計画等を検討）

【現在の資機材の状況】

資器材など	配置場所
スタンドパイプ	町会会館

【今後の取組み】

- 災害用の資機材・備蓄品の中には、平常時の町会活動で使用するものもあるため、町会で所有資機材等を確認の上、計画的に整備する。

⑤ 防災訓練の実施

- 年度当初に町会活動の年間スケジュールを作成する際に、防災訓練を計画し、町会員に周知
- 年中行事となっているイベントの企画・準備の会合を行う際は、防災について学ぶ機会や防災サポーターの募集活動などを組み込むことを検討
- 消火など防災技術の向上を図るため、消防団と連携した訓練等の実施を検討

※ 様式・資料編

資料 1 様式集

参考様式 1 緊急時連絡先一覧表

区分	連絡先	連絡先担当部署	TEL
緊急連絡先	区役所		
	消防署		
	警察署		
	電気		
	ガス		
	上水道		
	下水道		
	電話局		
避難関係	第一次避難所 (千寿桜堤中学校)		
	第二次避難所 (老人保健施設千寿の郷)		
	病院		

第一次避難所：自宅が倒壊・焼失等で生活が出来ない場合、指定の第一次避難所へ移動して生活します。第一次避難所は、区立の小中学校、都立高校などが指定されており、災害発生時には、避難所近隣の町会・自治会を中心とした避難所運営本部により開設されます。

第二次避難所：第一次避難所での生活が難しい要配慮者の方々のために、福祉施設、地域学習センターなどが第二次避難所(福祉避難所)として指定されています。第二次避難所(福祉避難所)は区が開設し、必要に応じて介護サービスなどを確保します。

参考様式2 備蓄品リスト

区分	品名	規格	数量	保管場所	点検日
食糧					
水					
日用品					
消火用具					
救出救助 用資機材					
その他					

参考様式3 町会年間スケジュール

- 年間スケジュールは任意様式とする。
- 従来、町会で運用してきた年間スケジュールに、防災関係の予定（防災訓練等）を盛り込むものとする。

年間スケジュール（年度）（例）

年	月	町会スケジュール	防災関係スケジュール
年	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
年	1月		
	2月		
	3月		

防災区民組織役員名簿

役 職	氏 名	住 所	電 話
本部長（会長）			
副本部長 （副会長）			
総務部	部長		
	副部長		
情報部	部長		
	副部長		
防火部	部長		
	副部長		
救護部	部長		
	副部長		
避 難 誘導部	部長		
	副部長		
給食部	部長		
	副部長		

資料 2 スマートフォン用防災アプリ「足立区防災アプリ」

「足立区防災アプリ」は、防災関係の機能を一つにまとめたスマートフォン対応アプリです。令和 4 年 4 月にリニューアルしました。



このアイコンが目印！



※画像はイメージです

【足立区防災アプリの機能】

- ① 避難所の開設・混雑状況をマップ付き、リアルタイムで知ることができます。
- ② 非常時の情報をプッシュ通知でお知らせします。
- ③ GPS 機能により、地図で現在位置、避難所の位置などを確認できます。
- ④ 各種ハザードマップや防災マップを搭載しています。

ダウンロードはこちらから⇒

iPhone 端末

Android 端末



同内容の PC サイト（足立区災害ポータルサイト） <https://bosai.city.adachi.tokyo.jp/>

資料 3 A-メール（足立区メール配信サービス）

区政情報や子どもの安心情報など、足立区についての様々な情報を、あらかじめ登録された携帯電話やパソコンのメールアドレス宛にお送りします。

足立区ホームページや下記のメールアドレスに空メール（本文に何も書かずに送るメール）を送信し、送られてきたメールに表示された URL にアクセスし、登録することができます。

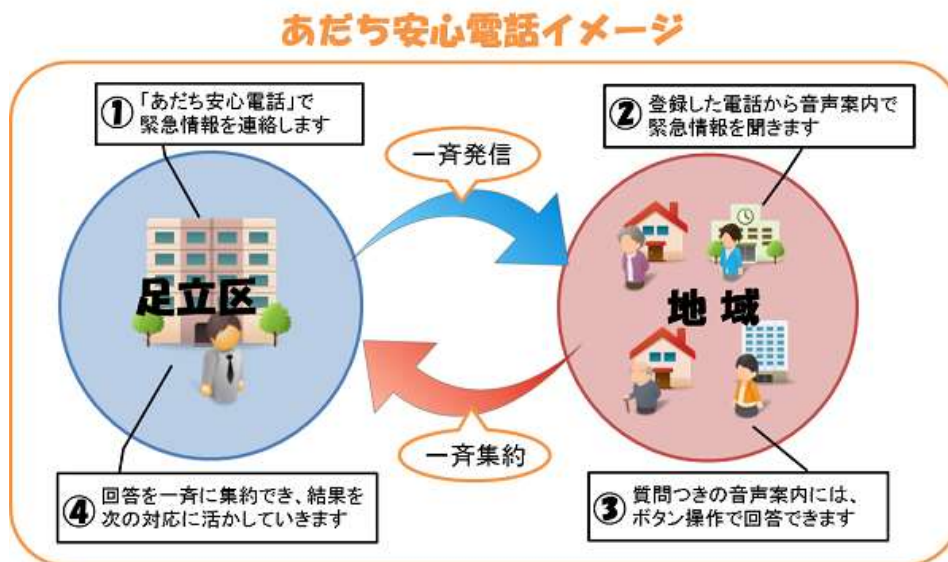
adachi@sg-m.jp



- ・「災害情報・気象警報」「大雨・洪水注意報」「雷注意報」で配信される警報・注意報は、気象庁の発表と連動させ、自動的に配信をしています。

資料4 あだち安心電話

河川の水位状況や避難所開設情報等を確実にお届けするため、電話を活用した情報伝達システム「あだち安心電話」を導入し、希望するすべての区民の方（事業者を含む）の登録受付を開始しました。いざという時の準備として、ぜひご登録ください。



下記の方法で申込むことができます。

- ① ホームページ「登録申込みフォーム」でご登録



- ② 報道広報課（足立区役所本庁舎南館9階）または、各区民事務所（中央本町区民事務所を除く）に直接「登録申込書」をご提出ください。

- ③ 「登録申込書」を報道広報課にご郵送ください。

【申込書郵送先】

足立区報道広報課 デジタル情報・広告係
〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1
TEL：03-3880-5514

資料 5 感震ブレーカーの設置助成

足立区では、災害時に避難所等へ避難している間、電気が復旧した際に発生する「通電火災」対策に有効な手段として、設定値以上の震度の地震発生時に自動的に電気の供給を遮断する「感震ブレーカー」を設置した場合に費用の一部を助成する制度を設けています。

感震ブレーカーは、震度 5 強相当の地震をセンサーが感知したとき、警報を発し、約 3 分後にブレーカーを落として、電力供給を遮断する器具です。

設置助成をうける要件は次のとおりです。

(1) 特定地域（建物倒壊危険度ランクⅢにおいて、特に緊急的な安全対策が望まれる地域）であること → 柳原一丁目は対象となっています。

(2) 対象世帯

① 一般世帯

特定地域内にある住宅で居住する個人もしくは賃貸住宅所有者（法人を除く）

② 特例世帯

上記①一般世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯もしくは賃貸住宅所有者

- ・ 65歳以上の方が含まれる
- ・ 要介護者が含まれる（要介護 3～5）
- ・ 障がい者が含まれる
（身体障害 1～4 級、精神障害 1～3 級、知的障害愛の手帳総合判定で 1～4 度）
- ・ 非課税者のみ

詳しくは、足立区ホームページ（感震ブレーカーの設置助成）をご覧ください。または下記の担当窓口にお問い合わせください。

【問合せ窓口】

足立区建築防災課耐震化推進係

（足立区役所本庁舎中央館 4 階）

TEL 03-3880-5317（直通）

資料 6 防災無線のテレホン案内

足立区では、災害時等に速やかに情報を伝達する手段として、防災行政無線屋外拡声装置（スピーカー）を設置しています。「放送が聞き取れなかった」「もう一度聞きたい」ときに、放送内容を電話で確認することができるサービスが、「防災無線テレホン案内」です。

ご利用方法

(1) 下記の電話番号にお電話ください。

足立区防災無線テレホン案内：050-5527-2305

(2) 24 時間以内に放送された最新の放送が繰り返し流れます。

(3) 通話料は有料となります。

※ 防災無線の放送内容は、下記ホームページからも確認できます。

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/cgi-bin/bousai/list.cgi>



資料 7 足立区 LINE 公式アカウント

足立区では、令和 2 年 9 月 14 日に「足立区 LINE 公式アカウント」を開設しました。

「足立区 LINE 公式アカウント」では、災害に関する情報（避難指示や避難所開設情報等）や緊急情報などのお知らせをリアルタイムに発信します。情報を受け取るには、SNS アプリ「LINE（ライン）」での友だち登録（利用者登録）が必要です。いざという時に備えて、ぜひご登録ください。

ご利用方法

(1) ご利用には「LINE（ライン）」での「友だち登録」が必要です。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/hodo/line/index.html>

(2) 主な配信情報

- ・ 台風や地震などの災害に関する情報（避難指示や避難所開設情報等）
- ・ 緊急でお知らせしたい重要な情報
- ・ 「あだち広報」発行情報（月 2 回）
等々

順次、便利にお使いいただける新たなサービスを検討していきます。

(3) 災害情報など緊急でお知らせしたい重要な情報は、LINE、A-メールどちらにも配信します。



Memo